

スタッフ給与規定

1. この給与規定は特定非営利活動法人 ウィニージャパンとつかのスタッフ給与に対しての規定である。
1. この規定は、就業規則に基づき従業員の給与に関する事項について定めたものである。この規則で定めていない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。
1. 給与は月額6万円とし、時間給は神奈川県最低賃金に準ずるものとする。短時間勤務についても、時間給は同額とする。
1. 支払方法：毎月末通貨で直接本人に支払う。
1. 交通費は実費を支払うものとする。
1. 月額給与の計算期間は、毎月1日から末日までとする。
1. 日割り計算が生じた時には、神奈川県最低賃金に準じて日割り計算する。
1. 給与の見直しは、運営委員会の決定による。

この規定は 平成24年 4月 1日より施行する。